

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年11月20日

議席番号

15番

東村山市議会議長 あて

質問者

志村 誠

記

1. 3・4・27号線（さくら通り）の野行通りまでの開通後について

令和元年7月に野行通りまでの開通となった当市シンボルロードのさくら通り。特に秋津、青葉、久米川、恩多地域の住民は利便性の飛躍的向上に喜んでいるところです。しかし開通による交通量の増加によって喜んでばかりいられない状況を見かけることもありますので以下質問してまいります。

(1) さくら通り開通後の現状について

- ① さくら通り開通後、市民からどのような意見や要望があったか伺う。
- ② 青葉町二丁目を通り東久留米市方面への交通量が増えたと聞く。生活道路や私道となっている道路への流入を想定されていなかったのか伺う。
- ③ 久米川町1丁目のホームセンター付近での渋滞が相変わらずである。交通管理者と協議して行われている渋滞解消対策はあるか伺う。
- ④ さくら通りの自転車専用通行帯が路上駐車の手によって塞がれているのを多々見かける。都市計画マスタープランにもある歩行者優先、自転車走行空間の道路整備推進について関係所管とどのような連携をとっているか伺う。
- ⑤ さくら通りの今後の事業計画の見通しを伺う。
- ⑥ シンボルロードと謳っているさくら通りの主要交差点になぜ名称がないのか伺う。
- ⑦ シンボルロード、シンボル軸の理想形とはどういうものか伺う。